

決済用普通預金についてのご説明

このたび、お申いただきました決済用普通預金に関するお取扱いは、本書面記載の内容及び普通預金規定（第7条1項を除く）、総合口座取引規定（第6条1項を除く）及び下記決済用普通預金預金規定特約に基づきお取り扱いさせていただきます。

つきましては、下記のお取り扱い内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 決済用普通預金の普通預金規定第7条1項に係る取扱い
決済用普通預金にはお利息がつきませんので、下記規定に基づく利息の組入れはございません。
※普通預金規定第7条1項（利息）
この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第2土曜日の翌日（非居住者円普通預金は毎年3月と9月の第2土曜日の翌営業日）に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
2. 総合口座決済用普通預金の総合口座取引規定第6条1項に係る取扱い
総合口座決済用普通預金にはお利息がつきませんので、下記規定に基づく利息の組入れはございません。
※総合口座取引規定第6条1項（預金利息の支払い）
普通預金〔中略〕の利息は、毎年3月と9月の第2土曜日の翌日に、普通預金に組入れます。
3. 既存の普通預金または総合口座普通預金を決済用普通預金の取扱いに変更する際の取扱い
 - (1) 未払利息の精算
お取扱日に未払いの普通預金利息がある場合は、その利息を精算し、当該普通預金口座にご入金いたします。
 - (2) 総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息
総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息は、お取扱変更時には精算いたしません。
4. 既存の普通預金にスウィング機能が付加されている場合は、決済用普通預金に切替後もそのままスウィング機能の取扱いが継続されます。スウィング機能を解除される場合は、別途お手続きが必要となります。
5. 他人、架空名義預金は預金保険の対象外です、家族の名義を借りたに過ぎない預金も他人名義預金として預金保険の対象外であり、後日判明した場合についても預金保険の対象外となります。
6. 決済用普通預金は、普通預金（お利息がつく普通預金）に変更することができます。

決済用普通預金規定特約**【決済用普通預金に関する特約】**

決済用普通預金に関しては、普通預金規定（第7条1項を除きます。）に加え、この特約を適用します。

普通預金を決済用普通預金に変更した場合も同様とします。

1（利息）

決済用普通預金には利息をつけません。

【決済用普通預金に関する総合口座取引規定の特約】

1（総合口座取引）

決済用普通預金は、ひめぎん総合口座として利用することができます。

2（規定の準用）

前条の場合には、普通預金規定（第7条1項を除きます。）及び決済用普通預金に関する特約に加え、総合口座取引規定（第6条1項を除きます。）を適用します。この場合において、総合口座取引規定中「普通預金」とあるのは「決済用普通預金」と読み替えるものとします。